

議案第14号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例第7号）に基づき本市が行った高等学校等奨学金の貸与に係る債務者
- 2 債権の内容 高等学校等奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 平成3年4月から平成4年3月までを貸与期間とする高等学校等奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額金148,500円及びこれに対する遅延利息
- 4 放棄の理由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

本市が行った高等学校等奨学金の貸与に係る債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。